蒲郡市第１１期高齢者福祉計画策定調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領

蒲郡市第１１期高齢者福祉計画策定調査業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第１　業務の目的

本業務は、老人福祉法第２０条の８に基づく「市町村老人福祉計画」を策定するにあたり、高齢者福祉関連施策等の現状と課題の整理を行い、市の特性に応じた計画を策定するため、民間事業者の専門的な知識を活用した業務支援を受けるための委託事業者の募集を行うものである。

第２　業務の概要

１　業務名

蒲郡市第１１期高齢者福祉計画策定調査業務

２　業務内容

別紙「蒲郡市第１１期高齢者福祉計画策定 令和７年度業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

３　業務期間

契約締結後から令和８年３月３１日まで

４　契約上限金額

金２，２００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第３　担当部局

〒４４３－８６０１　蒲郡市旭町１７番１号
蒲郡市福祉部長寿課地域包括ケア推進室
電話　０５３３－６６－１１０５
ファックス　０５３３－６６－３１３０
電子メール　choju@city.gamagori.lg.jp

第４　参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

１　蒲郡市入札参加資格者名簿において、調査委託の入札参加資格について登録されていること。

２　地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

３　公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

４　「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成２３年４月１日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

５　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開

始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

6　平成２１年度以降に、元請け、下請けを問わず、国又は地方公共団体が発注する高齢者福祉計画に関する同種・同類業務を履行した実績を有する者であること。

第５　参加表明手続

1　参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」いう。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

⑴　提出書類

ア　参加表明書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　会社概要

⑵　提出期限

令和７年７月１日（火）午後５時必着

⑶　提出場所

第３　担当部局と同じ。

⑷　提出方法

持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールとする。

電子メールの場合は、担当部局に電話連絡の上、提出すること。

⑸　提出書類作成時の留意事項

提出書類に不足・不備がある場合は受理できません。

2　参加表明に関する質問

参加表明書の提出にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

⑴　質問の受付場所

第３　担当部局と同じ。

⑵　質問の受付期間

令和７年６月１６日（月）から令和７年６月２５日（水）まで

⑶　質問方法

担当部局に電話連絡の上、仕様書に関する質問書（様式３）をファックス又は電子メールにより提出すること。

⑷　回答の確認方法

令和７年６月２７日（金）、蒲郡市公式ホームページ上に当該回答内容を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

https://www.city.gamagori.lg.jp/

3　参加資格の確認等

⑴　参加資格要件の確認及び提案書提出の要請

第４に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和７年７月４日（金）に次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて、参加資格要件を有する者に、提案書の提出を要請する。

ア　参加資格を有すると認めた者にあっては、参加資格がある旨及び提案書の提出を要請する旨

イ　参加資格を有しないと認めた者にあっては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

⑵　参加資格を有しないと認めた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間

令和７年７月１５日（火）までの休日を除く午前９時から午後５時まで

イ　提出場所

第３　担当部局と同じ。

ウ　提出方法

持参によること。（郵送、ファックス又は電子メールによるものは受け付けない。）

⑶　市長は、⑵の説明を求められたときは、令和７年７月１８日（金）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第６　提案書の作成要領

提案書の提出を要請された者（以下「提案者」という。）は、次に定めるところにより提案書を作成し、提出するものとする。

１　提案内容

提案書の作成に当たっては、次の事項について提案すること。

⑴　提案書

ア　企画書

基本的な考え方、策定手法、作業工程スケジュール、業務実施体制など

イ　実績書

高齢者福祉計画及び関連計画実績（納品年月記載のこと）

⑵　見積書

ア　令和７年度業務見積書及び令和８年度業務参考見積書を提出すること。ただし、令和８年度業務参考見積書についての評価は実施しない。

イ　総合計額のほかに業務内訳明細を記載すること。一式計上はしないこと。消費税は内入とし、別枠に記載すること。

ウ　見積金額は仕様書の範囲内で、今後、市との協議により増加が見込まれる業務等も踏まえて、十分に全体業務を遂行できる費用を積算すること。

２　提案書等の書式

提案書等の提出は、Ａ４版縦とし、書式、頁数については特に定めないものとする。（Ａ３版による折込頁の挿入は可とする。）

３　提出方法等

⑴　提出期限

令和７年７月３０日（水）午後５時必着

⑵　提出場所

第３　担当部局と同じ。

⑶　提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

⑷　提出部数

１０部（正本１部、副本９部）。提案書と見積書は別綴とすること。

４　提案書等の著作権等の取扱い

⑴　提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

⑵　市は、プロポーザル方式の手続及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

⑶　市は、提案者から提出された提案書等について、蒲郡市情報公開条例（平成１０年蒲郡市条例第１号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

５　提案書作成に関する質問

提案書の作成にあたり質問がある場合は、次に定めるところにより質問すること。

⑴ 質問の受付場所

第３　担当部局と同じ。

⑵ 質問の受付期間

令和７年６月１６日（月）から令和７年６月２５日（水）午後５時まで

⑶ 質問方法

担当部局に電話連絡の上、質問書（様式自由）を電子メールにより提出すること。（長寿課 E-mail:choju@city.gamagori.lg.jp）

⑷ 回答

令和７年６月２７日（金）、提案者全員に電子メールにより回答する。

第７　失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

１　参加資格要件を満たしていない場合

２　提出書類に虚偽の記載があった場合

３　実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

４　契約上限金額を超える提案をした場合

５　参加する者が、選定委員に対し、当該選定に係る接触の事実が認められた場合

６　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

第８　提案書の審査及び評価

１　選定委員会の設置

提案書の審査、評価及び受託候補者の特定を行うため、蒲郡市第１１期高齢者福祉計画策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

２　プレゼンテーション等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

⑴　実施方法

ア　１者ずつの呼び込み方式とし、非公開で行う。１者の持ち時間は説明２０分、質疑１０分の計３０分とする。

イ　スクリーン及びプロジェクターは市で準備するが、パソコンその他必要な機器があれば、提案者で準備すること。（スクリーン及びプロジェクターの持ち込みも可）

ウ　提案追加資料の配付は禁止するが、提出された提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

エ　プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて３名までとする。

オ　計画策定の主担当となる者が、プレゼンテーション等の説明を行うこと。

カ　欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び特定から除外する。

⑵　実施日及び場所

令和７年８月７日（木）　蒲郡市役所内（予定）

※場所、時間等詳細については、別途通知する。

３　審査項目及び評価基準

提案書及び見積書（プレゼンテーション等）により、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。ただし、令和８年度業務参考見積書についての評価は実施しない。

４　受託候補者の特定方法

選定委員会において、３の審査及び評価により、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、原則として第１順位の最も多い提案者を受託候補者として特定する。ただし、第１順位の最も多い提案者が２者以上いるときは、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により決定する。

なお、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、受託候補者を特定しない。

５　審査結果の通知

⑴　受託候補者を特定したときは、速やかに提案者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア　受託候補者名

イ　受託候補者にあっては、今後の契約手続の旨

ウ　受託候補者とならなかった者にあっては、その理由及び所定の期限までに

理由について説明を求めることができる旨

⑵　受託候補者とならなかった者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により市長に対し説明を求めることができる。

ア　提出期間

令和７年８月１５日（金）から令和７年８月２２日（金）の休日を除く午前９時から午後５時まで

イ　提出場所

第３　担当部局と同じ。

ウ　提出方法

持参によること。（郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。）

⑶　市長は、⑵の説明を求められたときは、令和７年８月２５日（月）までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

６　特定結果の公表

受託候補者と契約を締結したときは、次の事項を公表するものとする。

⑴　業務名

⑵　業務内容及び業務期間

⑶　受託者の名称及び所在地

第９　契約に関する基本事項

１　契約の締結

契約に当たっては、本市と受託候補者が当該業務について協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

なお、受託候補者との契約の協議が整わない場合には、次順位の者を受託候補者といて契約の協議を行う。ただし、選定委員会の審議により、当該業務の内容に適合した履行の確保が見込めないと判断された場合には、次順位の者との協議は行わない。次順位後の者も同様とする。

２　契約保証金

蒲郡市契約規則第２６条の規定による。

３　契約書作成の要否

要する。

４　支払条件

完了払いとする。

第１０　その他

１　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

２　参加表明及び提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

３　提出された書類は、返還しない。

４　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第１１　スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりである。

| 実施内容 | 実施期限又は期日 |
|---|---|
| 質問の受付 | 令和７年６月２５日（水）午後５時 |
| 質問に対する回答 | 令和７年６月２７日（金） |
| 参加表明書の提出 | 令和７年７月　１日（火）午後５時 |
| 参加資格要件確認結果通知及び提案書提出要請 | 令和７年７月　４日（金） |
| 提案書の提出 | 令和７年７月３０日（水）午後５時 |
| プレゼンテーション | 令和７年８月　７日（木） |
| 提案書審査結果の通知 | 令和７年８月１５日（金） |
| 契約締結（予定） | 令和７年９月　１日（月） |

別表

審査項目及び評価基準

| 審査項目 | | 評価ポイント | 配点 |
|---|---|---|---|
| 実施体制 | ①業務実施体制 | ・業務を実施できる人員又は技術力が確保されているか。<br>・本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。 | １０点 |
| | ②業務実績 | ・同種、同類の業務経験を有しているか。件数だけでなく、実績の内容・成果が本業務にふさわしいものかも評価する。 | １０点 |
| 企画提案内容 | ③提案内容の的確性 | ・事業目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。<br>・問題点と課題が適切か | １０点 |
| | ④提案内容の独創性 | ・提案内容に蒲郡市の独自性があり、新たな視点からの工夫があるか | ３０点 |
| | ⑤提案内容の実現性 | ・実施方法が具体的で、円滑な業務履行が可能か。 | １０点 |
| | ⑥参考見積 | ・提示された見積金額に基づき評価する。 | ２０点 |
| ヒアリング・プレゼンテーション | ⑦業務方針、方法の的確性 | ・提案内容及び業務方針・方法は、一貫しているか。 | １０点 |